

令和 3 年度

京都市立養徳小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目 的

いじめは、いじめを受けた子どもの「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。ささいな兆候であっても危機意識を持って、子どもの表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条及び京都市いじめの防止等取組指針（平成 29 年 9 月改定）に基づき、本校のいじめの防止等基本方針の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

学校として「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 委員会名

養徳小学校生徒指導委員会 いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長	教頭	教務主任	保健主事	生徒指導主任	学級担任	養護教諭
教育相談主任	スクールカウンセラー					

ウ 開催時期

定例委員会は、月 1 回開催。

適宜必要に応じて臨時（緊急）召集する。

エ 委員会として取り組む内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の確認
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応

- ・「学校評価アンケート」，「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
- ・家庭訪問，学級懇談会，学校運営協議会で情報の共有・協同

4 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 授業改善の充実

- ・学習環境の整備，授業のユニバーサル化
- ・児童の主体的に学ぶ力を伸ばし，一人一人の学力を最大限に伸ばす指導，「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」を実感できる授業の実施。
- ・基礎的基本的な学力の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を目指した授業づくり。
- ・学習活動での約束やルールを子どもが確実に身に付け，意欲的に学ぶ集団づくりの推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく評価と指導の一体化。
- ・つきたい力を明確にした言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学び合い・伝え合いの能力を培うための学習活動や学習形態の工夫。

イ 道徳教育，人権教育の充実

- ・生きる力の育成を目指した柔らかで芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や信頼関係を自主的に築こうとする感性・実践的な態度を育成していくための意図的，計画的な実施。
- ・全学年一斉に取り組む「友だちの日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや，「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習，道徳の学習の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室等の実施。

ウ 体験活動の充実

- ・総合的な学習，生活科等の協働活動を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。
- ・長期宿泊学習の取組を通して支え合う仲間づくりと絆づくり。
- ・学校行事や委員会活動などの協働活動を通して，自立心・責任感を育て，達成感や成就感，自己有用感を味わい互いを認め合える人間関係づくりとリーダーの育成。

エ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・児童会主催のいじめ防止に向けた標語，スローガン，ポスターの作成と掲示。
- ・地域，PTAとともに取り組む挨拶運動の実施。
- ・児童朝会でのいじめを絶対に許さない取組。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・友だちの日集会（人権集会）の中でのいじめを許さない学校づくり。
- ・非行防止教室・ケータイ教室等の実施と全学年への発信。
- ・学級通信等での情報発信と啓発。

カ 保護者の啓発

- ・全ての養徳校の子どもたちを慈しみながら，教職員と共に子育てしていく学校づくりに繋がるための懇談会や家庭訪問でのコミュニケーション。
- ・人権学習，道徳の学習の参観授業による保護者との絆づくり。
- ・学級学年便りを通して，担任との共通理解や連携の深化。
- ・HP等による「学校いじめの防止等基本方針」の発信。

キ その他

- ・学校評価アンケートの結果の分析と，PDCAサイクルでの見直し，実践。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを定期的に活用した「いじめ」実態把握と学級経営の見直し。

② 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・児童に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SCとの連携による教育相談

イ 相談体制の整備

- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保と情報の共有。
- ・定期的な生徒指導委員会による情報共有と組織的な動きの構築。
- ・SCの計画的配置と活用。

ウ その他

- ・登校、休み時間、掃除中など協働活動における児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制の構築。

(3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのケース会議の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

(4) ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の充実。
- ・携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機における危険や問題行動との関連などについて児童への指導や、参観・懇談会などで保護者への啓発に努める。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使っでの「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての保護者や地域への啓発に努める。
- ・京都府警との連携のもと非行防止教室を実施する。

5 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

ささいな兆候であっても危機意識を持って、子どもの表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに必要に応じて指導し、解決につなげる取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や課外児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚した時の対応及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の把握。
（被害の態様、状況、構造、動機、背景、経過など）

- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。
- ・再発防止に向けた継続的な指導や支援。
- ・教育委員会への報告、警察との連携。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。 [認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

6 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態発生の旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得ながら、事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査にかかわる事実関係などの情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態は法において、（①命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いあるものとして調査・報告にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力をする。

7 関係機関との連携

養徳小学校PTA、養徳小学校学校運営協議会との連携のもと、いじめ問題やその対応にかかわる基本方針に対する理解を深めたり、家庭・地域教育学級での研修や講演を設定したりする。また、いじめの事案によっては、下鴨警察署との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、京都市教育委員会生徒指導課や京都市児童相談所との連携を図り、専門的なアドバイスを受け、被害児童・加害児童の精神的ケアを図る。

8 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 ・入学式 ・学級開き・学校のきまり ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・「あいさつ運動」強化週間	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発
5	・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」	【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・1年生を迎える会		・憲法月間「学校だより」で啓発 ・家庭訪問（中止） ・学校運営協議会①
6	・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」	【共通】 ・運動参観（延期） ・友だちの日の取組 ・たてわり活動 ・児童朝会	・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間①	・保護者向け啓発パンフレット配布 ・PTA総会で啓発
		【4・6年】 非行防止教室 【4年】 みさきの家（中止） 【6年】 修学旅行（延期）		
7	・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」	【共通】 ・友だちの日の取組 ・児童朝会	・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施（1～3年）学年集約と共有	・個人懇談会①
8	・いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 ・小中合同教職員夏季研修会	【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 ・夏休みの作品展		
9	・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」①	【共通】 ・運動参観 ・友だちの日の取組 ・たてわり活動		・休日参観② ・引渡し訓練
		【5年】 花背山の家長期宿泊学習		
10	・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」	【共通】 ・友だちの日の取組		・人権参観③ ・学校運営協議会で

	・職員会 「学校評価の結果の共有」①	・児童朝会 ・人権参観 【6年】修学旅行		説明と評価②
11	・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 ・生徒指導校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」	【共通】 ・学習参観 ・友だちの日の取組	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間（個別面談）②	
12	・いじめ対策委員会⑨ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会④ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」	【共通】 ・友だちの日（人権）集会 ・人権標語の作成と発表 【6年】小中連携①		・人権学習参観④ ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会②
1	・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」	【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 ・たてわり活動	・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施（1～3年）、学年集約と共有	・地生連で広報
2	・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」	【共通】 ・たてわり活動 ・児童朝会 【6年】小中連携② 【5年】スチューデントシティー（中止）		・授業参観⑤ ・学級懇談会③ ・新1年入学説明会で校長から講話 ・家庭地域教育学級で講演会
3	・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・友だちの日の取組 ・6年生を送る会 ・卒業証書授与式	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）	・学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

※新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう措置等を踏まえて一部の予定を変更する場合があります。